

# 議 員 派 遣 書

平成 27 年 10 月 30 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 125 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

## 1 平成 27 年度 (第 20 回) 東京盛岡ふるさと会総会

- (1) 派遣目的 平成 27 年度 (第 20 回) 東京盛岡ふるさと会総会への出席
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣期間 平成 27 年 10 月 31 日
- (4) 派遣議員 宮川寿議員及び細川光正議員

## 2 平成 27 年度岩手県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 住民要望の多様化に対応し、知識を高め円滑な議会運営に資する平成 27 年度岩手県市議会議員研修会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 27 年 11 月 16 日
- (4) 派遣議員 議長において決定する 37 名以内の議員

## 3 平成 27 年度第 1 回盛岡広域 8 市町議会議長会会議

- (1) 派遣目的 平成 27 年度第 1 回盛岡広域 8 市町議会議長会会議への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 27 年 11 月 17 日
- (4) 派遣議員 豊村徹也副議長